

令和6年3月

中皮腫でお亡くなりになられた方のご遺族の皆様へ

～厚生労働省から石綿救済法に基づく「特別遺族給付金」のお知らせについて～

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事されていた労働者の方への労災補償に積極的に取り組んでおりますが、このたび、中皮腫という病気にかかり、不幸にしてお亡くなりになられた方のご遺族の皆様に対して、「特別遺族給付金」のお知らせをお送りします。

石綿業務が原因で中皮腫を発病し、それが原因でお亡くなりになられた労働者の方のご遺族は、「労働者災害補償保険法」に基づく遺族補償給付の対象となりますが、この保険給付の請求権が時効（被災労働者が亡くなった日の翌日から5年）により消滅した場合であっても、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）に基づく「特別遺族給付金」の対象となり、年金や一時金の給付が受けられます。

つきましては、お亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、この「特別遺族給付金」の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談下さい。

「特別遺族給付金」の制度の概要や都道府県労働局の連絡先などを記載したリーフレットを同封しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

特別遺族給付金の請求期限は 2032（令和14）年3月27日 となっておりますので、ご注意ください。

なお、既に特別遺族給付金の申請を行っていたなど、このお知らせが行き違いとなった場合は、ご容赦いただきますようお願いいたします。

【中皮腫でお亡くなりになった方のご遺族で、特別遺族給付金の対象とならない方へ】

中皮腫でお亡くなりになった方が、労働者又は労災保険の特別加入者でなかった、あるいは、石綿を扱う仕事をしていなかったため、特別遺族給付金の対象とならないご遺族につきましては、石綿救済法に基づき、環境再生保全機構より「特別遺族弔慰金及び特別葬祭料」（一時金。以下「特別遺族弔慰金等」といいます。）の給付が受けられる場合があります。

この「特別遺族弔慰金等」については、環境再生保全機構にご相談下さい。

中皮腫が原因でお亡くなりになったことがわかる医学的資料の提出が必要です。

また、お亡くなりになった当時、請求するご遺族が生計を同じくしていたなどの条件が必要です。

なお、この「特別遺族弔慰金等」と労災保険の「特別遺族給付金」を重複して受給することはありません。

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

(お問い合わせ先)

【労災保険給付及び特別遺族給付金に関すること】

お近くの労働基準監督署または都道府県労働局

同封の都道府県労働局・労働基準監督署連絡先一覧をご参照下さい。

労災保険相談ダイヤル TEL 0570-006031 (平日 8:30 ~ 17:15)

上記に関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。

(ご利用には通話料がかかります。)

【特別遺族弔慰金等に関すること】

独立行政法人環境再生保全機構

石綿救済相談ダイヤル(電話無料) TEL 0120-389-931 (平日 10:00 ~ 17:00)

〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番